

# 中小企業事業の役割と特色

## 中小企業事業における政策金融の担う役割・支援する分野

わが国の政策金融は、スタートアップ・新事業育成、事業再生、事業承継、海外展開など、リスクが高い分野に対して、国の重要な政策に基づいた金融支援を行っています。

中小企業事業は、これらの政策に基づき、中小企業専門の政策金融機関として民間金融機関を補完しながら、金融を通じて中小企業・小規模事業者の成長・発展をサポートするとともに、セーフティネット機能も果たしています。



## 民業補完機能の発揮

■長期資金の安定供給により民間金融を質と量で補完しています。

### 長期資金を専門に取り扱っています

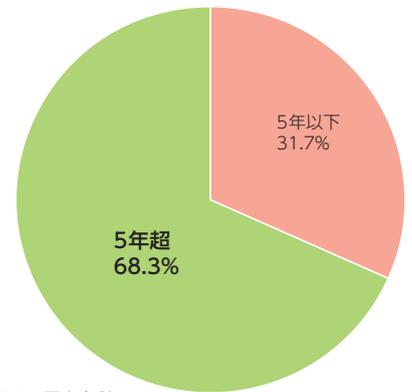
中小企業者が円滑に成長・発展していくには、適時的確な設備投資の実施と継続的な財務体質の強化が必要であり、このため長期資金の安定的な調達が必要不可欠です。

しかし、一般的に中小企業者は大企業と比較して資本市場からの資金調達が困難であるなど、資金調達の手段が限られています。

中小企業事業では、長期資金を専門に取り扱っており、融資の過半が期間5年超の長期資金で、すべて償還計画が立てやすい固定金利となっています。

中小企業事業は、民間金融機関を補完し、わが国経済にとって重要な役割を担う中小企業者の皆さまの長期資金ニーズに応えています。

融資期間別貸出状況(金額構成比)(令和6年度)

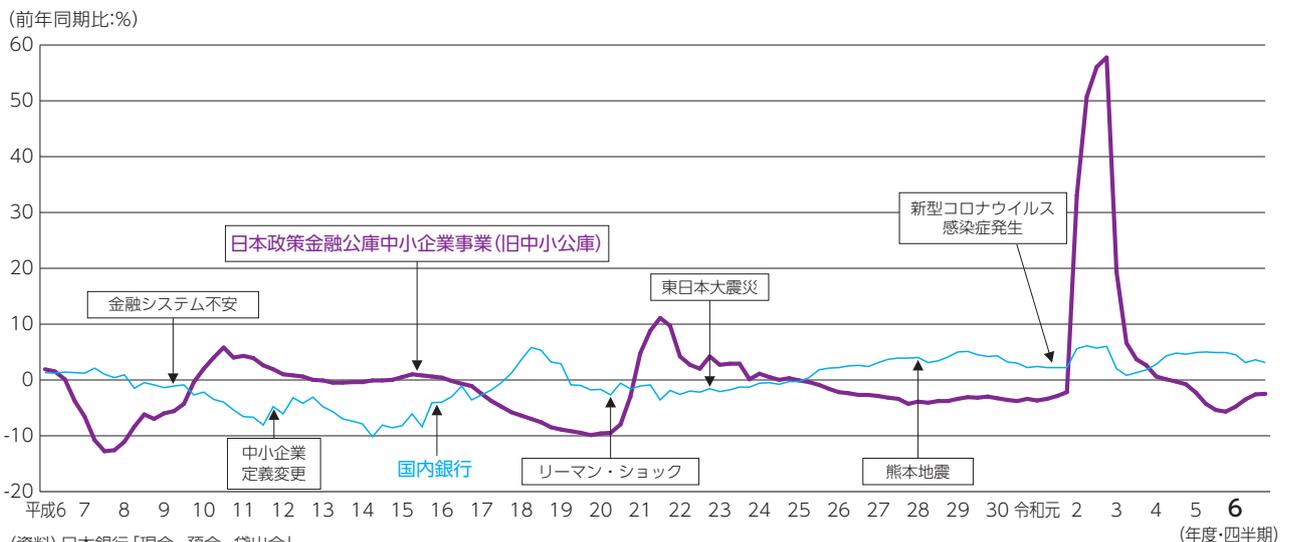


(注) すべて固定金利

## 事業資金を安定供給

中小企業事業の融資の伸びは、リーマン・ショック後の景気低迷期などには高く、逆に景気回復期には低下しています。中小企業事業は、民間金融機関を補完するという見地から、中小企業者の皆さまに事業資金を安定的に供給しています。

中小企業者向け貸出残高伸び率(対前年同期比)



(資料) 日本銀行「現金・預金・貸出金」

(注) 1 国内銀行は、中小企業向けの事業資金貸出残高の銀行勘定です。

2 平成12年4月に中小企業の定義が変更されたため、平成12年6月～平成13年3月の国内銀行の伸び率は、新基準と旧基準の比率等をもとに日本公庫において試算しています。

# 政策性の高い特別貸付の推進等

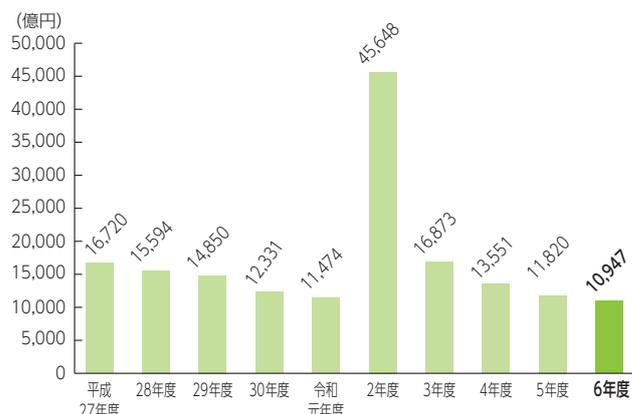
■時代の要請に応じて政策性の高い特別貸付の推進に取り組んでいます。

## 政策性の高い特別貸付を推進

特別貸付は、新事業、スタートアップ、事業承継、事業再生、海外展開、セーフティネットなどの分野や、地域経済の活性化、環境対策、災害対策、雇用確保に貢献する設備投資の喚起など、政策性の高い分野に対し、資金を供給して政策誘導を行うために設けられているものです。

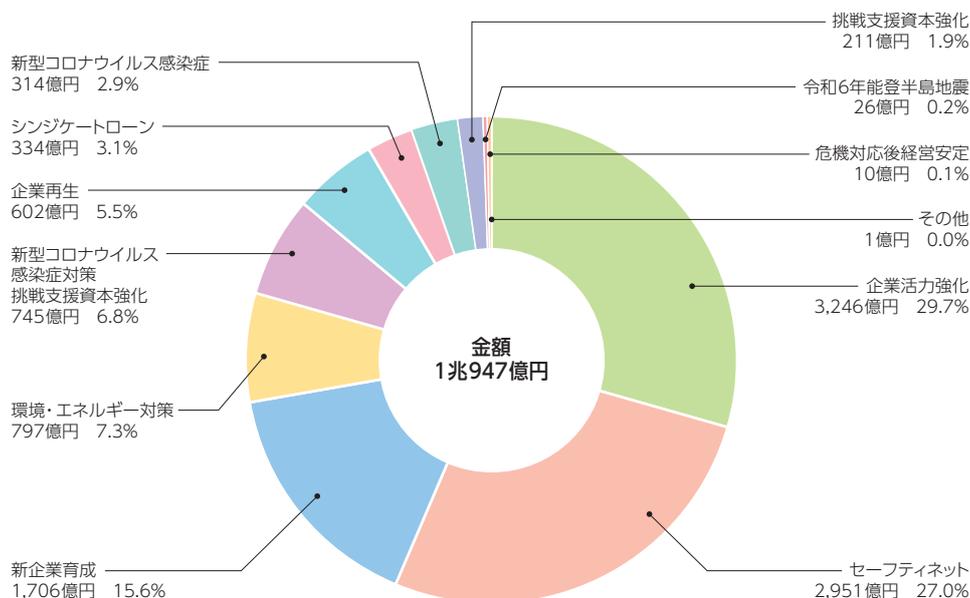
令和6年度においては、全国各地で相次ぐ自然災害やウクライナ情勢・原油価格上昇等の影響を受けた中小企業者の皆さまに対し、セーフティ機能を機動的に発揮し、全力で支援しました。

融資実績の推移



(注) 融資には、社債を含みます。総融資実績から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。

融資実績の内訳 (令和6年度)



(注) 融資には、社債を含みます。総融資実績から投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。また、各融資制度の実績は1億円未満を切り捨てて算出しています。

## 返済条件緩和に柔軟に対応し、民間金融機関とともに金融円滑化への取組みを推進

中小企業事業では、政策金融機関として、資金繰りにお困りのお客さまのニーズに応じて、既存借入の返済条件の緩和に柔軟に対応しています。また、民間金融機関との連携を深めつつ、内部体制の整備やお客さまへの周知などを徹底し、金融円滑化への取組みを一層推進しています。

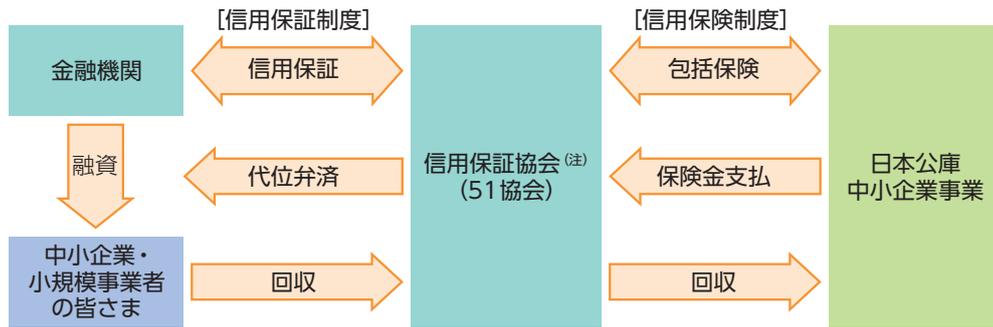
# 信用補完機能の発揮

■信用保証制度と一体となり、中小企業・小規模事業者の皆さまの事業資金の円滑な調達を支えています。

## 信用保険制度の役割

中小企業事業は、担保力や信用力の乏しい中小企業・小規模事業者の皆さまが金融機関からの借入又は社債の発行などにより事業資金の調達を行う際に、信用保証協会が行う債務の保証(信用保証)について保険を行っています。信用保険制度は、中小企業の振興を図ることを目的として、「中小企業信用保険法」(昭和25年法律第264号)などに基づき、中小企業・小規模事業者の皆さまの借入などの保証について保険を行う制度です。この信用保険制度と信用保証制度が一体となって機能することにより、中小企業・小規模事業者の皆さまに対する事業資金の供給の円滑化が図られています。このような仕組みは「信用補完制度」と呼ばれており、国の中小企業金融政策の重要な一翼を担っています。

信用補完制度概略図



(注) 信用保証協会  
信用保証協会法に基づく特殊法人。全国に51協会あり、中小企業者の金融機関からの借入などによる債務について保証を行っており、中小企業者の債務不履行に対し代位弁済を行い、以後中小企業者から回収を行います。政府及び地方公共団体の監督を受けており、地方公共団体からの出捐金と金融機関からの負担金を受け入れています。

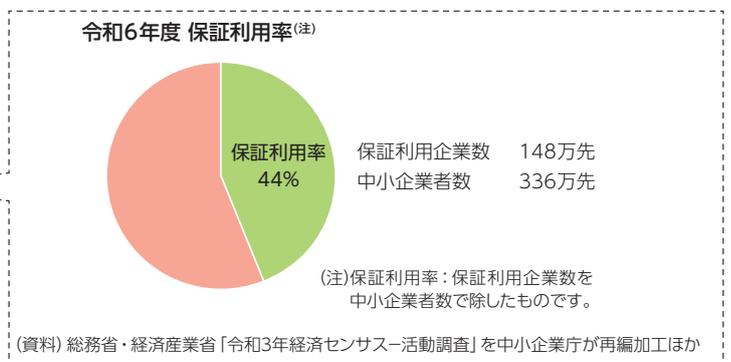
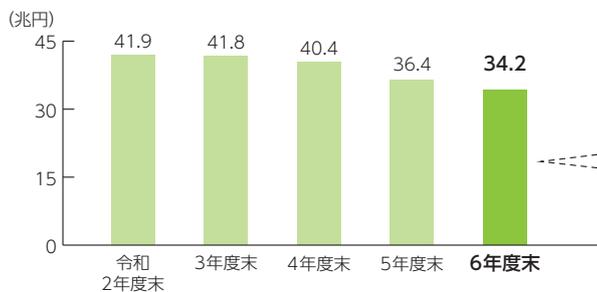
## 中小企業の44%が信用補完制度を利用

令和7年3月末現在、信用保証協会が保証している融資など(保証債務残高)は34兆円で、中小企業向け貸出しの約10%が信用保証制度の利用によるものとなっています。

信用保証制度は148万先の中小企業・小規模事業者の皆さまに利用されており、中小企業の44%が信用保証制度を利用して資金調達を行っていることとなります。

信用保険制度は、このような保証について保険を行うことで中小企業・小規模事業者の皆さまの円滑な資金調達を支えることにより、経営の安定と事業の成長・発展に貢献しています。

全国51信用保証協会の保証債務残高の推移と保証利用率

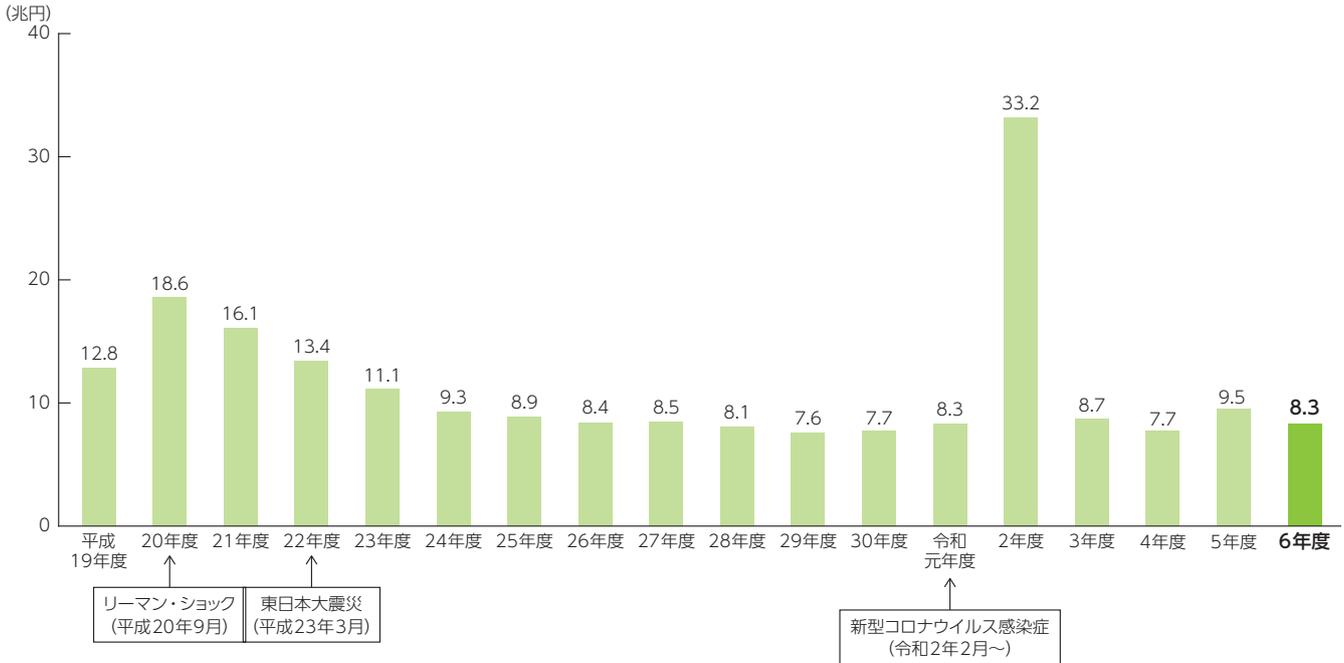


■信用補完制度は、国の経済対策などにおける重要な施策として活用されています。

## 急激な環境変化に即応したセーフティネット機能を発揮

中小企業事業では、全国の信用保証協会が行う「セーフティネット保証」、「東日本大震災復興緊急保証」等について保険を引き受けることにより、自然災害、感染症の流行、経済情勢等による経営環境の変化の影響を受け資金繰りに支障をきたしている中小企業・小規模事業者の皆さまの資金調達に貢献しています。

保険引受実績の推移



## 信用補完制度の持続的な運営基盤の確立に向けた保証協会など関係機関との連携強化

中小企業事業では、信用保証協会、経済産業局などへの情報提供や意見交換などを通じ、関係機関との緊密な関係を構築しつつ、健全な制度運営の推進を図っています。

今後も、保険引受リスクの動向を踏まえ、制度の持続的な運営に向けた取組みに係る連携を推進していきます。

